

## 日本測地学会賞坪井賞運営細則

日本測地学会

1. 受賞記念講演は、坪井賞および坪井賞（団体賞）ともに30分程度とする。
2. 日本測地学会賞坪井賞（団体賞）の受賞記念講演の内容の測地学会誌への投稿は受賞団体の研究代表者が行うものとする。また、坪井賞、坪井賞（団体賞）ともに、投稿は、受賞後1年以内に行うことを原則とする。
3. 日本測地学会賞坪井賞（団体賞）が研究者の団体の場合は研究分担者の氏名を測地学会誌に掲載する。組織による業務上の研究で学術的意義が大きいとして受賞したものについては、「～研究所\*\*研究部～研究担当者」等の掲載方法も可能とするが、授賞は研究業績を対象とするので、組織の職階等にはよらないものとする。
4. 測地学会誌の受賞記念講演の内容を掲載する号には、日本測地学会賞坪井賞の趣旨（要旨）と、受賞者名及び受賞者の業績一覧を掲載する。

（平成12年6月26日 日本測地学会評議会了承）